

# 入札説明書

令和元年公告第7号に基づく入札等については、公立大学法人札幌市立大学政府調達協定実施規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和元年12月26日

2 契約担当部局

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目 公立大学法人札幌市立大学  
事務局総務課庶務係 電話 011-592-2300 FAX 011-592-2369

3 入札に付する事項

(1) 調達件名 公立大学法人札幌市立大学で使用する電力

(2) 調達件名の特質等 仕様書による。

(3) 調達期間 令和2年5月1日から令和3年4月30日まで

(4) 予定使用電力量及び需要場所	札幌市立大学 芸術の森キャンパス	920,700kWh
	〃 桑園キャンパス	639,300kWh
	計	1,560,000 kWh

(5) 入札方法

ア総価で入札に付する。入札金額は、仕様書に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の110分の100に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書（別紙1）に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程42号）第4条及び第5条に該当しない者であること。

(2) 平成 30・31年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者、あるいは公立大学法人札幌市立大学政府調達協定実施規程第 5 条に基づく審査による認定を受けた者であること。

なお、上記名簿に登録がない者でこの入札に参加しようとする者は、資格審査申出書に必要な書類を添えて提出し、本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

ア 申出書の提出期限

令和 2 年 1 月 2 0 日（月） 1 7 時まで

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする）。

ウ 申出書の入手先及び提出先

上記 2 に同じ。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者又は同法第 2 条第 1 項第 9 号に基づく一般送配電事業者としての許可を受けた者であること。

(4) 本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

## 5 入札及び申請書の提出場所等

(1) 申請書及び郵送による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記 2 に同じ。

(2) 申請受付期間

令和 2 年 2 月 5 日（水） 17 時 00 分まで

入札に参加する場合は、上記 2 あてに下記 6（4）に示す書類を提出すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書は別添の入札書（別紙 1）及び内訳書（入札書別紙）の様式にて作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は入札日時まで必着とする。）

(4) 本件の仕様書に対する質問

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和2年1月20日（月）までに提出すること（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、9時00分から17時00分まで）。

ウ 質問に対する回答

令和2年1月24日までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、本学ホームページに掲載する。

(5) 入札、開札の場所及び日時

日時：令和2年2月10日（月） 10時00分

場所：札幌市南区芸術の森1丁目

札幌市立大学芸術の森キャンパス A棟2階ゼミ室1

(6) 入札について

ア 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を提出しなければならない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程第42号）第18条各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 入札書に記名又は押印がなされていない入札

イ 入札書の入札金額を訂正した入札

ウ 2以上の入札書を提出した者の入札

エ 入札書の内容が確認できない入札

オ 入札に関し不正の行為をした者の入札

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、落札金額（仕様書に示した契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消す。

ただし、公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程第42号）第36条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を申請受付期間に提出しなければならない。また、入札者は、入札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

① 電力供給誓約書（別紙2）

② 接続供給契約に関する証明書（写）（ただし、一般送配電事業者は提出不要とする。）

(5) 落札者の決定方法

ア 公立大学法人札幌市立大学契約規程（平成18年規程第42号）第11条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定するものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき又は理事長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約方法

落札者が入札において提示した基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算し10日以内まで（ただし、10日目が土曜日、日曜日及び休日となる場合はその翌開庁日まで）

に契約書を取り交わすものとし、期限内に契約書の取り交わしがない場合は、落札を取り消すこととする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項 別紙3のとおり